

第2次彦根市地域福祉計画

概要版

支えあい 信頼しあい

つながりあえるまち

彦 根

平成29年（2017年）3月

彦 根 市

計画の概要

■計画策定の目的

彦根市では、「支えあい 信頼しあい つながりあえるまち 彦根」を基本理念として、平成 24 年 3 月に第 1 次地域福祉計画を策定しました。その後、わが国の社会保障の枠組みとして、従来の医療、年金、介護、障害福祉に、子ども・子育て支援、生活困窮者支援が加えられ、誰もが安心して暮らせる社会、そして社会参加を通じて活躍できる社会が目指されているところです。また、震災や風水害等の発生に伴って安全に対する国民のニーズが増大すると同時に、地域の絆をもう一度見直す機運がますます高まっています。

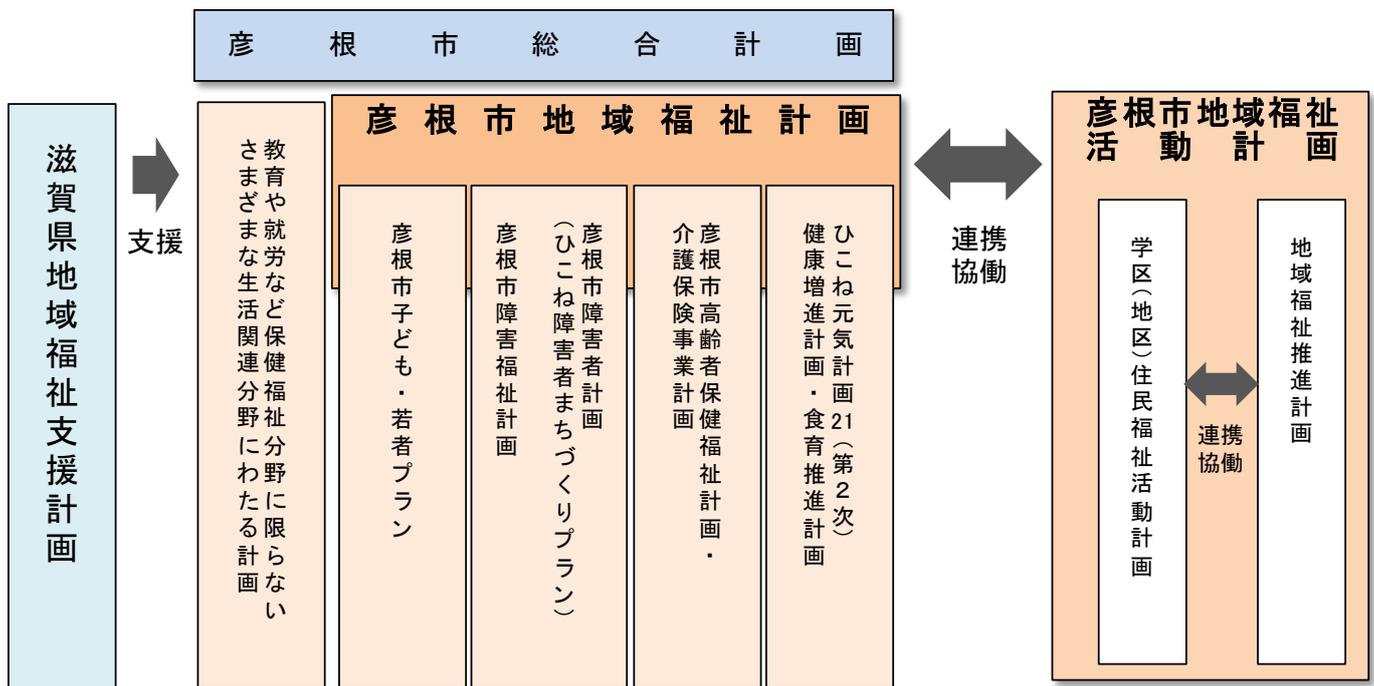
こうしたことをふまえ、本市では、第 1 次計画の最終目標年次が平成 28 年度であることから、市民参加のもと、第 2 次となる彦根市地域福祉計画を策定しました。

■計画の性格

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むため市町村が策定する計画です。

社会福祉法では、地域住民を地域福祉の責任ある主体と位置づけるとともに、社会福祉に関する活動を行う者、すなわちボランティアについても地域福祉の担い手として、「行政・住民・事業者の協働」という考え方が導入され、これら三者は共に地域福祉を進める対等な協力関係をつくっていくことが求められます。

地域をステージとした総合的な福祉の指針として、「彦根市総合計画」を上位計画とし、子ども・若者、障害のある人、高齢者などへの支援にかかる個別計画との整合性および連携を図り、これらの個別計画を内包する計画として策定するとともに、彦根市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携も図るものです。



■計画の期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。
(2017 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

ひとくちメモ 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めるよう定めています。

計画がめざすもの

■基本理念

計画の基本理念については、『彦根市民憲章』や上位計画である『彦根市総合計画』をふまえながら、地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざして、次のように設定します。

彦根市地域福祉計画の考え方

地域における支えあいと市民協働を育て、地域福祉におけるさまざまな「地域」レベルのつながりと、関係者・関係機関のつながりを深めることで、一人ひとりが安心して地域で暮らせるまちをめざします。

彦根市地域福祉計画の基本理念

支えあい 信頼しあい つながりあえるまち
彦 根

■地域福祉における「地域」の範囲

地域福祉計画では、4つの「地域」の範囲を想定し、自分たちが暮らしている地域のつながりが見える計画をめざします。



基本目標

基本目標1 支えあい、地域で安心して暮らせるまち

1 ご近所のつながりづくり

日頃からの声かけを通じてご近所のつながりを
培い、自助・共助により、ちょっとした困りごと
について相互に助け合うご近所の福祉力を高めて
いきます。

ご近所

- ご近所への声かけ
 - ▶ あいさつプラスひとことの声かけを心がける。
 - ▶ 一人暮らしの高齢者などの話し相手になる。
- 困りごとへのお手伝い
- サロン活動等によるつながりづくり
- ご近所の異状の気づき

3 災害時避難行動要支援者に対する支援体制の整備

災害時に避難行動要支援者を一人も見逃すこと
なく支援するため、ご近所のつながりを大切にし
ながら、避難行動要支援者に関する情報を共有し
ておくとともに、災害時に有効に動ける防災体制
を準備しておきます。

ご近所

- 災害時に備えた声かけや助け合い

自治会・学区

- 避難行動要支援者対策を意識した防災訓練
- 避難行動要支援者対策を意識した情報共有
(命のバトンなど)
- 災害時避難行動要支援者支援制度への登録お
よび個別支援計画作成の推進
- 自主防災組織の結成

市全域

- 災害時避難行動要支援者支援制度への登録お
よび個別支援計画作成の促進
 - ▶ 市社協等の団体と連携し、より地域に入り
込んだ制度登録推進活動を展開する。
- 福祉避難所の確保
 - ▶ 民間事業者と福祉避難所に関する協議と協
定締結を進める。

2 支えあいの地域づくり

自治会や学区など身近な地域での見守りや安
心・安全対策に取り組むとともに、日頃からの集
いや世代間交流の場づくりに努めます。

自治会

- 地域課題の把握
- 小地域における見守り活動の推進
- 世代間交流の場づくり
- 地域活動における男女共同参画の促進

学区

- 学区課題の把握
- 集いの場や居場所づくり
- 世代間交流の場づくり
- 子どもの安心・安全対策の推進

4 関係機関のネットワークづくり

市や市社協、国・県および民間の関係機関、福
祉サービス事業所など、関係機関における情報共
有と取組や対応における連携を深め、保健・福祉・
医療・介護・教育・就労・権利擁護など、様々な
分野を横断するネットワークづくりに努めます。

市全域

- 行政サービス課題の把握・改善
 - ▶ アウトリーチによる早期発見・相談につな
がる連携体制の構築・拡大を図る。
- 社協活動の課題の把握・改善
 - ▶ 市社協と学区(地区)社協等との意見交換を
定期的実施する。
- 市と市社協の連携
- 関係機関、事業所等との連携
- 権利擁護の推進
(成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知
と利用促進)
 - ▶ 権利擁護サポートセンター(たすき)を中
核に、高齢者・障害のある人への成年後見制
度の利用促進や虐待防止に向けた普及・啓発
の充実および権利擁護支援ネットワークの
構築を進める。
 - (高齢者・障害のある人・児童等の虐待防止ネ
ットワークの充実)
- 生活困窮者への支援
- 公的福祉サービスの認定対象とならない人へ
の支援策の検討
 - ▶ 相談者のほとんどが抱える多重債務や金銭
管理といった問題に対し、家計相談支援事業
を検討する。

と 取 組

基本目標2 一人ひとりに必要な情報が届くまち

1 身近なところでの情報提供

小地域における集いの場を通じた情報提供や、自治会と連携した学区社協による情報発信など、身近なところで情報を得られる仕組みづくりに取り組みます。

ご近所・自治会

- 子育てサロンや高齢者サロンなどを通じた情報提供
 - ▶ 民生委員・児童委員をはじめ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※など多様なチャンネルとの連携強化を図る。
- ボランティア団体の把握
- ボランティア団体と自治会の連携
- 自治会（町内会）活動の情報発信

自治会・学区

- ボランティア団体や民間事業所等との連携

学区

- 自治会と連携した学区（地区）社協による情報発信
- ボランティア団体情報の整理

3 わかりやすい広報等の情報提供

福祉関連情報について、常に情報の収集に努め、利用者の視点に立った情報の提供を行います。また、わかりやすい広報やホームページの充実にも努めます。

市全域

- 福祉関連情報の収集と提供
 - ▶ 彦根市の福祉サービスについて、簡潔でわかりやすいパンフレット等の媒体制作に取り組む。
- わかりやすい広報、ホームページづくり
 - ▶ 福祉施策の変化などに応じて、ホームページのきめ細かい更新に努める。
 - ▶ タイムリーな情報発信として、ツイッターやフェイスブックなどを活用する。
- 社協でのボランティア団体情報の収集と更新

2 必要な人への情報提供

専門的な相談への的確な対応が速やかにできるよう関係機関との連携強化を図ります。

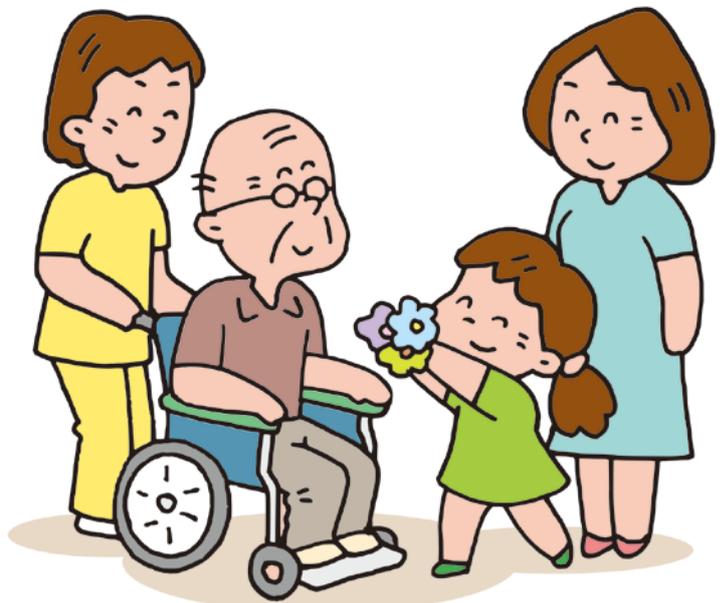
障害のある人や外国人住民など情報を得にくい人に情報を届けるため、行政サービスの充実に加えて、就労事業所や地域住民の協力体制づくりに取り組みます。

自治会・学区

- 就労事業所や地域住民の協力体制づくり

市全域

- 専門的な相談窓口での情報提供
 - ▶ 地域包括支援センターなど専門的な相談窓口において、専門職としてのスキル向上に努め、更にきめ細かいサービス提供を行う。
- 翻訳・通訳・点字などが必要な人への情報提供



ひとくちメモ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）ってなに？

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人です。

基本目標

基本目標3 身近なところで相談でき、必要な支援が受けられるまち

1 民生委員・児童委員、福祉委員*等による 困りごとのキャッチ

民生委員・児童委員、福祉委員をはじめ、多様な地域福祉の担い手が連携し、地域のなかの様々な生活課題を早い段階でキャッチできる地域づくりに取り組みます。

ご近所・自治会・学区

- 民生委員・児童委員、福祉委員等による相談・支援の充実と仕組みづくり
- 相談できる人を地域でつくる

自治会・学区

- 多様な地域福祉の担い手との連携

2 ワンストップサービス*の相談体制

相談体制の充実と各種関係機関との連携によって、あらゆる相談に対応して必要な支援が受けられる包括的な相談・支援の強化を図ります。

市全域

- 1ヵ所に対応できる相談サービス
 - ▶福祉施策学習会の実施等により、職員のスキルアップと関係機関の連携強化に努め、行政や市社協における相談体制の充実を図る。
- 各種相談支援機関の充実
- 関係機関、関係団体との連携強化
 - ▶情報共有のための連携会議の一層の充実を図る。
- 福祉サービス事業者の参入促進

ひとくちメモ 福祉委員ってなに？

民生委員・児童委員などと協力して、自治会における福祉の相談窓口、情報の伝達窓口となり、ボランティア活動等の地域福祉の推進役を担う委員です。

ひとくちメモ ワンストップサービスってなに？

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスです。

基本目標4 お互いに地域福祉について学びあえるまち

1 福祉教育の推進

身近なところで、一人ひとりが福祉について考え、学ぶための学習の場を充実していくとともに、様々な場での福祉教育を推進します。

自治会・学区

- 住民の学習ニーズの把握
- 自治会や学区（地区）社協による学習機会の充実と参加促進

市全域

- 各種団体の情報共有や研修の場などへの支援
- 学校・地域・福祉関係団体等と連携した福祉教育の推進

2 人権啓発、男女共同参画の推進

身近な地域や学校・職場など様々な場で、行政・市民・事業者が協働して、人権啓発・男女共同参画を推進します。

自治会・学区

- 人権啓発のための講座の開催
- 男女共同参画推進のための講座の開催

市全域

- 学校、職場等と連携した人権啓発の推進
- 学校、職場等と連携した男女共同参画の推進
 - ▶身近なテーマ設定による講座開催や男女共同参画地域推進員の資質向上に努める。

と 取 組

基本目標5 人それぞれに参加でき、役にたてるまち

1 地域福祉を支える人材づくり

地域福祉活動に参加する人材やリーダー役を担う人材の掘り起こしや育成・確保に努めます。

自治会・学区

- 地域における各種団体・サークル等の把握
- 福祉に関する学習を生かした人材づくり
- 特技や専門的ノウハウを持った人材登録制度の創設
- 「私のしてほしいこと・私のできること」を登録・把握する制度の創設

市全域

- 地域福祉活動のリーダーとなる人材づくり

2 ボランティア活動・NPO 活動等の推進

ボランティア活動等への参加のすそ野を広げながら、年代に応じて連続的に参加し、市民が地域の様々な課題の解決において活躍できるよう、参加のきっかけづくりや活動支援、コーディネート※機能の充実に努めます。また、地域福祉において大きな役割を担っている NPO 等の主体的な活動を支援していきます。

学区

- 年代の特性に応じたボランティア活動の促進や地域福祉活動の展開

市全域

- ボランティア・NPO 等についての情報提供
- ボランティア団体・NPO 等の立ち上げ支援
- ボランティア・コーディネート機能の充実

ひとくちメモ コーディネートってなに？

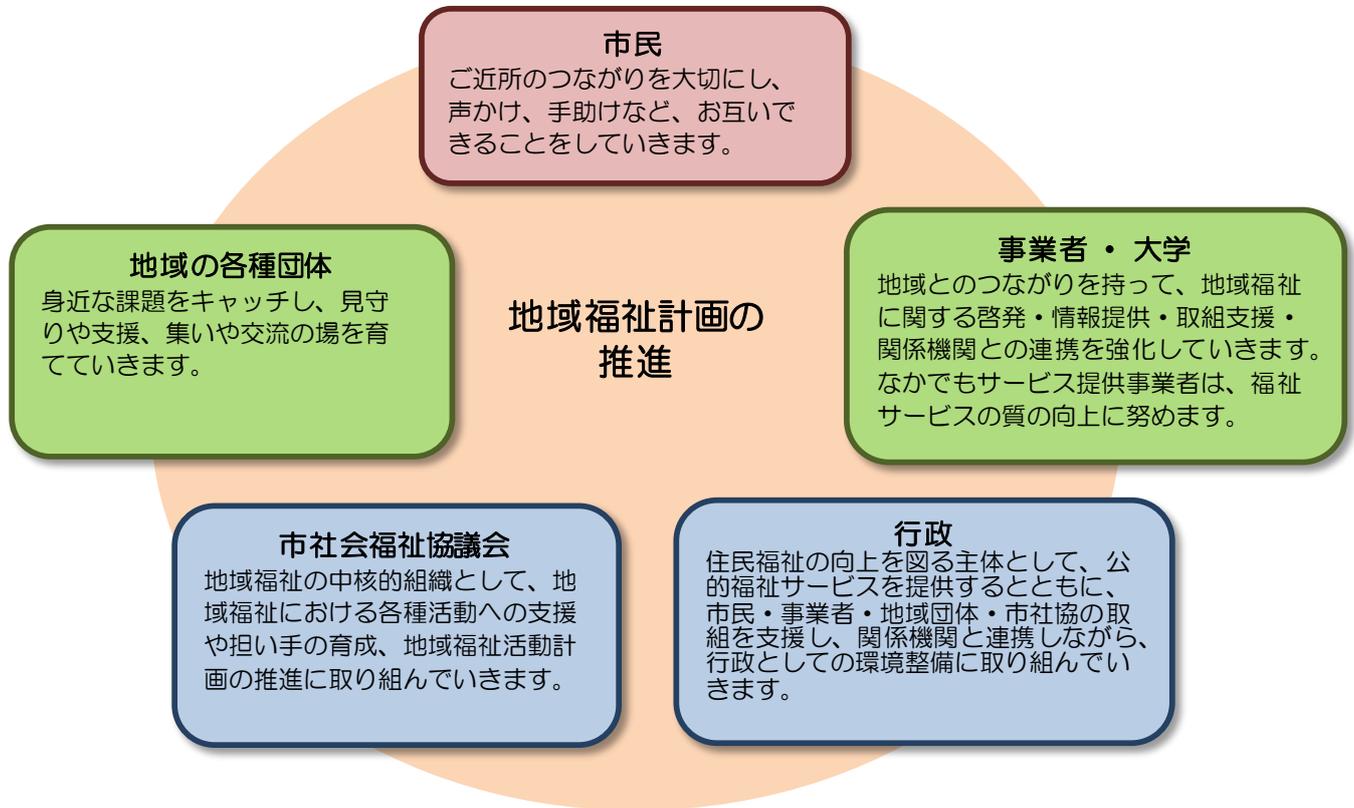
サービスや仕事の流れを円滑にするため、関係者の間で調整する機能のことです。



計画の推進

■各主体の役割と連携

地域福祉計画の推進にあたっては、市民、地域団体、事業者・大学、市社協、行政がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。



■計画の進行管理

計画を着実に推進するため、「彦根市地域支援会議」を設置し、その具体的な展開を検討するとともに、計画の達成状況について点検・評価していきます。



第2次彦根市地域福祉計画 概要版

発行 彦根市 発行年月 平成29年3月

編集 福祉保健部社会福祉課

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町670

TEL 0749-23-9590 FAX 0749-22-1768